

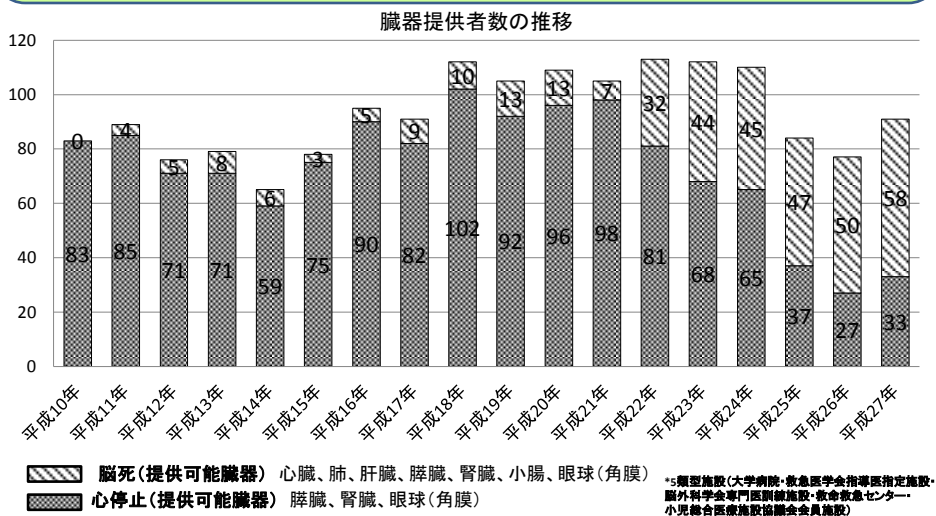
全国健康関係主管課長会議

健康局 難病対策課
移植医療対策推進室

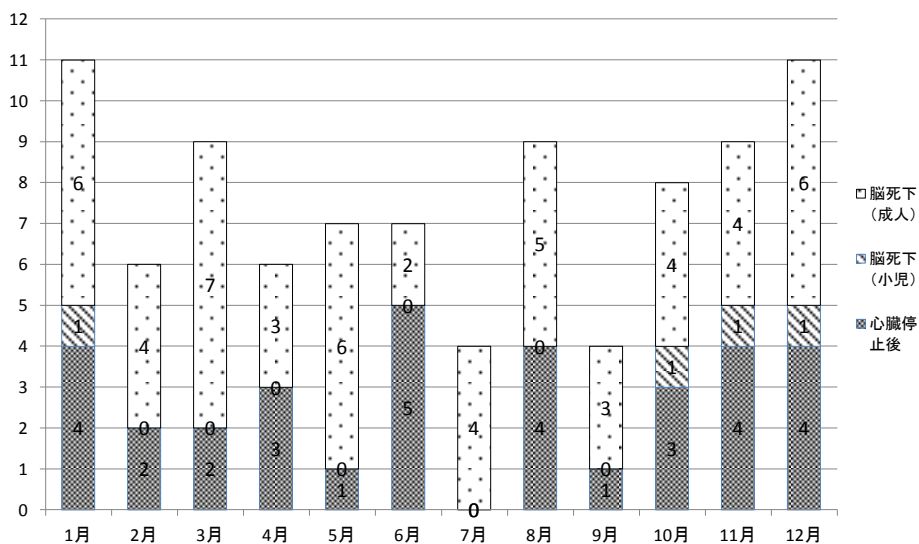
1. 臓器移植対策

1. 臓器移植対策について

○ 平成22年7月の改正法施行後、脳死下臓器提供事例が増加している一方で、全体の提供事例数が減少していたため、*5類型施設（臓器提供が可能な施設）の負担軽減等を行った。その結果、臓器提供者数が平成27年に対前年で増加に転じたが、過去の年間提供件数には及ばない状況。（15歳未満の小児からの提供事例は、平成22年～平成26年までは6例、平成27年は4例）



平成27年における月別臓器提供事例数



脳死判定に係る負担軽減への対応

①「脳死とされうる状態」の診断について

従来: 法的脳死判定に準じて行うのが望ましい(質疑対応集)

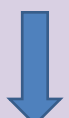


- ・ 実際は、3回の法的脳死判定を行っていることになる
- ・ *5類型施設の負担になっている

変更後: 各*5類型施設にて治療方針決定のため行われている一般の脳死判定と同等の扱いでよい

②「脳死判定医の自施設2名要件」の緩和について

従来: 自施設に所属する医師*から判定医を確保すること
(ガイドラインの解釈)



- *脳死判定医となる実質的要件
脳外、救急、蘇生、小児など学会専門医または学会認定医であり、かつ脳死判定に豊富な経験を有し、しかも臓器移植にかかわらない医師

変更後: 自施設に所属する医師*1名と、他施設からの支援医師*1名で脳死判定が可能

脳死判定の流れ

(病気・事故など)

脳死とされうる状態



第1回法的脳死



第2回法的脳死



臓器摘出

○ 今後は、地域において臓器提供に携わる関係者の連携体制の強化を進めた上で、特に、*5類型施設における負担軽減を図ることが重要。各都道府県等においても必要な協力をお願いしたい。

○ このため、(公社)日本臓器移植ネットワークに下記のような事務費を補助しており、各都道府県の体制整備に活用することができるようにしている。

(公社)日本臓器移植ネットワークの事業

①都道府県連絡調整体制支援事業

84,386千円

・ (公社)日本臓器移植ネットワークからの助成を活用しながら、都道府県臓器移植コーディネーターが中心となって、移植医療の推進に資するための様々な取り組みを実施し、地域における移植医療の関係者との連携を強化し、地域の臓器移植に関する諸問題等を検討する。

②院内体制整備支援事業

19,920千円

・ 臓器提供の意思をより確実に活かすことができるような院内体制をつくるための院内マニュアルの作成、シミュレーションや院内研修の実施など、臓器提供に関する院内体制を整備する事業を実施する。

③*5類型施設における選択肢提示対応支援

40,500千円

・ *5類型施設において、終末期医療の説明の中で臓器提供に関する選択肢を提示することに関する実態等を把握するとともに問題点や課題を検討し、患者家族の心情にも配慮した対応方法を医療機関において整備することへの支援を行うことで*5類型施設の負担軽減を図る。

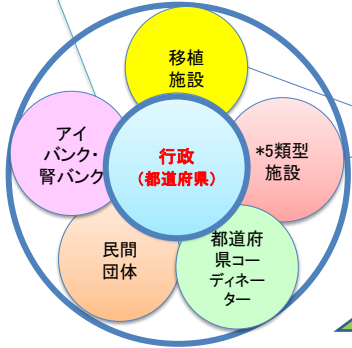
※金額は平成28年度予算案

臓器移植の地域連携体制の構築

①都道府県連絡調整体制支援事業--- 84,386千円

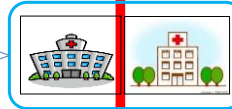
行政(都道府県)が中心となり、各団体が一層連携を密にし、地域支援事業の中核となることを目指す

移植医療推進の取組み
・地域推進会議
・普及啓発活動(住民・病院)



②院内体制整備支援事業 --- 19,920千円 (特別地域支援事業含む)

意思を活かす体制作り
・院内コーディネーター設置
・院内マニュアル作成
・シミュレーション
・院内研修会実施など



③選択肢提示支援事業 --- 40,500千円

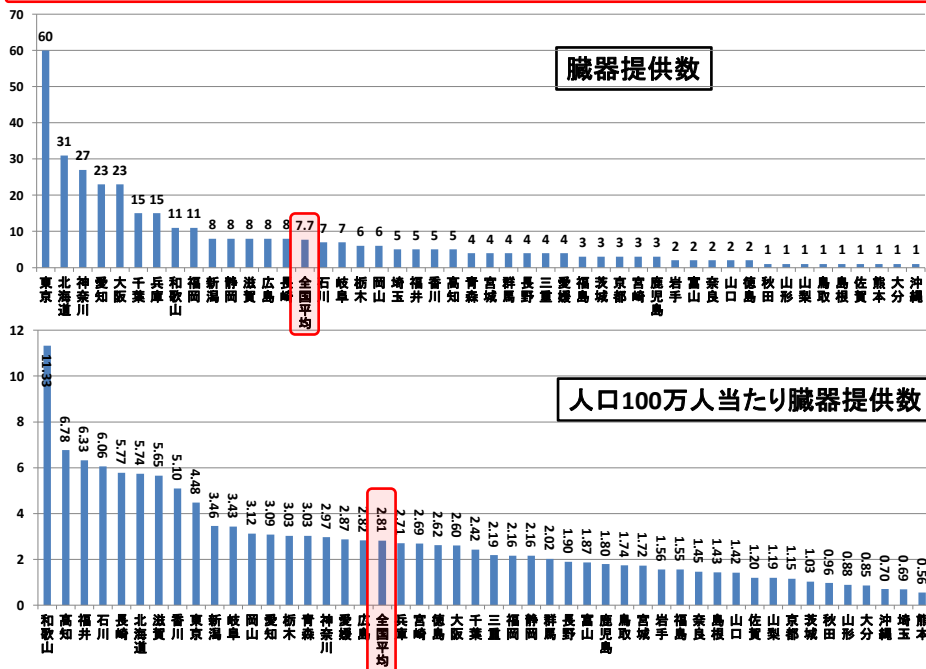
意思確認の状態把握
・選択肢提示の実態調査
・選択肢提示の負担軽減策
・選択肢提示の標準化

臓器提供の増加

意思表示の増加



都道府県別 脳死下臓器提供数 平成9年臓器移植法施行後から平成27年12月末まで 360事例



○ 国民の中で臓器提供を希望される方々の割合は一定割合(4割合)で推移。

- * 提供の希望がある方々の割合 (脳死下) 41.6%(H18) → 43.1%(H25)
(世論調査(内閣府)) (心停止下) 42.3%(H18) → 42.2%(H25)

【従来の取組】



臓器移植に関する教育用普及啓発パンフレット等

※中学生向けのパンフレットを作成し、毎年度末に、全国の中学校、教育委員会に送付している。

一般向け普及啓発活動



健康保険証及び運転免許証裏面への意思表示

【新しい取組】

「個人番号カード」(H28.1月～)でも臓器提供意思表示が可能に



臓器移植普及推進月間(10月)及び臓器移植推進国民大会(※)の実施

※平成28年度は静岡県で実施予定

○ 本人が臓器を提供する意思表示をしている場合には、本人の意思を尊重して、家族が承諾する見込みが高い。(世論調査(内閣府))

- * 本人が臓器提供意思表示をしていた場合、家族がこれを尊重する割合が増加

	H20	H25
脳死下提供意思を「尊重する」	81.5%	87.0%
「尊重しない」	11.2%	7.7%

- * 本人が臓器提供の意思表示をしていなかった場合、家族が提供を承諾する割合は低くなる

脳死下臓器提供を「承諾する」	38.6%
「承諾しない」	49.5%

本人の意思表示が重要であることに加えて、本人の意思を尊重するためには、臓器提供にあたり、家族の同意も必要となっていることから、臓器提供の意思表示を家族で共有しておくことも重要である。

教員向けの普及啓発活動

○ 日本臓器移植ネットワークにおいて、学生向け・教員向けの教材(資料)の配布や訪問授業・学生訪問の受け入れに取り組んでいる。

※中学生向け普及啓発パンフレットと併せ、授業での活用をイメージすることができるポイントを紹介した教員向け資料を送付。



教育委員会とも連携して、教育現場で活用できる資料や教材についての情報提供や普及啓発に取り組んでいただきたい。